

令和 8 年和光市議会 3 月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第1号	非強制徴収公債権等の放棄について
担 当	職員課
<p>【目的】 和光市債権管理条例（平成28年条例第22号）第14条第1項第1号の規定により非強制徴収公債権等を放棄したので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>1 非強制徴収公債権等の概要 会計年度任用職員として任用された者が月の途中で退職したことにより返還を求めていた支給済の報酬額の一部等</p> <p>2 放棄した額 86,039円</p> <p>【施行期日】 令和7年12月25日</p>	

報告第2号	令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について
担当	長寿あんしん課

【目的】

令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第7項の規定により議会に報告します。

【内容】

1 不認定となった日

令和7年12月18日

2 講じた措置の内容

令和6年度に発覚した埼玉県和光市介護保険特別会計における不適正な事務処理による支払月の期ずれについて、市民への説明責任を果たすため、説明動画を作成し、市のホームページに掲載した。

議案第3号	第五次和光市総合振興計画基本構想を改定することについて
担 当	企画人權課
<p>【目的】 第五次和光市総合振興計画基本構想については、計画期間が令和3年度から令和12年度となっており、令和7年度は計画期間の中間年に当たります。 施策の進捗状況や社会経済情勢、市民ニーズの変化に柔軟に対応していくため、計画期間の中間年に中間見直しを行うとしていることから、この案を提出するものです。</p> <p>【内容】 今回の中間見直しは、計画の基本的な方向性を大きく変えるものではなく、現行計画の考え方を維持することを前提に見直しを行ったものです。一方で、社会・経済情勢や市民ニーズ、そして法令や制度の改正といった外部環境の変化には、必要な更新を行っています。具体的な内容は以下のとおりです。</p> <p>○第1章 将来都市像や、各目標像については、計画の継続性の観点から大きな修正はありません。</p> <p>○第2章 目標像と、その実現に向けた個別施策を体系化した部分については、施策の進捗等を評価する中で、事業進捗に伴い、取組内容に修正があったものや社会情勢、法令等の変化を踏まえて、各担当課において記述を更新しています。</p> <p>○第3章 計画をどのような仕組みで進めていくのかについては、国の総合戦略改定に伴い、本計画の位置づけを改めました。また、計画の実行可能性を検証するため、令和12年度までの財政推計を作成しています。</p> <p>○第4章 計画の背景については、中間見直しに合わせて行った市民意識調査結果や人口推計を掲載しています。</p> <p>【施行期日】 令和8年4月1日</p>	

議案第6号	和光市職員の配偶者同行休業に関する条例を定めることについて
担 当	職員課
<p>【目的】 職員が配偶者同行休業をすることについて定めるため、この案を提出するもの。</p> <p>【内容】 職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とすることについて、国との権衡を図る観点から配偶者同行休業制度を創設するものです。</p> <p>【施行期日】 令和8年4月1日から施行</p>	

議案第7号	和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例を定めることについて
担 当	地域共生推進課

【目的】

避難行動要支援者の登録を促進し、災害時の迅速な安否確認や個々の状況に応じた支援体制を構築するため。

【内容】

避難行動要支援者登録制度において、現行の和光市避難行動要支援者登録実施要綱では、避難行動要支援者が申請をすることにより、名簿登録等実施していた。本条例を制定することにより、名簿登録を要しない避難行動要支援者が不同意の意思表示をすることにより、名簿登録しないようにするものです。

【施行期日】

令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条から第7条まで及び第9条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

議案第8号 和光市水道庁舎駐車場条例を定めることについて

担 当 企業経営課

【目的】

上下水道部を水道庁舎に移転し、令和8年6月29日からの業務開始（予定）にあわせて、水道庁舎敷地内に設置した駐車場を適正かつ円滑な管理を図るため、条例を新たに制定するものです。

【概要】

項目	内容
名称及び位置	名称： 和光市水道庁舎駐車場 位置： 和光市広沢1番5号
使用時間	午前0時から午後12時
使用料	入場後1時間未満： 無料 1時間以降： 30分ごとに100円加算 最大料金： 1,500円/日

※参考

駐車可能台数	28台
※庁用車等駐車 分を除く	内訳： 一般駐車場 26台 思いやり駐車場 1台 障害者用駐車場 1台
使用料	上下水道部の来客者は1時間を超えても無料
管理方式	ゲート式機器による入退場管理（市庁舎駐車場と同様）

【施行期日】

令和8年6月29日

議案第9号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	職員課

【目的】

恒常的な医療的ケアその他身体的支援を必要とする子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進していくため、新たに子どもケアサポート休暇を導入するもの。

【内容】

職員が恒常的に医療的ケアその他日常的な身体的支援が不可欠である子（満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子）を介助するための休暇を導入する。

【施行期日】

令和8年4月1日

議案第10号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて
--------	--

担 当	職員課
-----	-----

【目的】

市長及び副市長並びに教育長の給料並びに市議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬の額を改正するため、この案を提出するもの。

【内容】

主な改正の要点

- (1) 特別職の給料 月額20,000円増額
- (2) 議員の報酬 月額15,000円増額

【施行期日】

令和8年4月1日から施行

議案第11号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	職員課

【目的】

職員の特殊勤務手当を改正するため、この案を提出するもの。

【内容】

主な改正の要点

(1) 支給の範囲

社会福祉に関する指導監督又は現業の業務に従事した職員

(2) 手当の名称及び支給額

生活保護に係る業務に従事した日1日につき500円

(月限度額 5,000円)

【施行期日】

令和8年4月1日から施行

議案第12号 和光市役所駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについて

担 当 総務課

【目的】

駐車場の適正な利用及び管理運営を図るため所要の改正を行う必要があることから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するもの。

【内容】

1 使用料の改定

使用料	入場後1時間未満： 無料
	1時間以降： 30分ごとに100円加算
	最大料金： 1,500円/日

2 違反自動車等に対する措置

条例及び条例に基づく規則に違反して駐車場内に駐車し、又は放置されている自動車について、必要な措置を講ずることができ旨を規定。

【施行期日】

令和8年7月1日

議案第13号	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	保険年金課

【目的】

子ども・子育て支援金制度の導入に伴い保険税率を改正します。

【内容】

子ども・子育て支援納付金課税額の所得割を「0.3%」、被保険者均等割額を被保険者1人につき「1,854円」、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人につき「136円」とします。

【施行期日】

令和8年4月1日

議案第14号	和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	戸籍住民課
<p>【目的】 コンビニ交付の利用率を上昇させ市民の利便性向上を目指すため、時限的な措置として、コンビニエンスストア等の多機能端末機（いわゆるキオスク端末）を利用した際の交付手数料を100円減額するものです。</p> <p>また、令和8年10月には、牛房出張所・坂下出張所・白子吹上出張所のキオスク端末稼働を予定していることから、出張所来所者へのキオスク端末利用を促すものです。</p> <p>【内容】 令和8年10月1日から令和9年9月30日までの1年間に限り、キオスク端末を利用して証明書等を取得する際の交付手数料を、窓口等の交付手数料より100円減額し、200円とします。</p> <p>【施行期日】 公布日</p>	

議案第15号	和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	長寿あんしん課
<p>【目的】 介護保険法施行令の一部改正による所要の改正を行うためのもの。</p> <p>【内容】 令和7年度税制改正により第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者について、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法と基準の特例規定を設ける。</p> <p>【施行期日】 令和8年4月1日</p>	

議案第16号	市道路線の廃止について
担 当	道路安全課

【目的】

和光北インター東部地区土地区画整理事業地区内の和光市道の廃止

本議案は、和光北インター東部地区土地区画整理事業の推進のため、事業地区内の市道を廃止するものです。

令和8年4月をもって和光高校が和光国際高校と統合されることから、和光高校周辺の市道を廃止したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、この案を提出するものです。

【内容】

廃止する市道路線

路 線 名	起 点	終 点	幅 員	延 長
市道273号線	和光市新倉三丁目 2804番2地先	和光市新倉二丁目 3068番1地先	4.05m～ 5.14m	489.74m
市道353号線	和光市新倉三丁目 2801番9地先	和光市新倉三丁目 2712番7地先	2.85m～ 6.27m	423.84m
市道383号線	和光市下新倉五丁 目291番1地先	和光市新倉三丁目 2804番2地先	3.01m～ 7.92m	210.77m
市道446号線	和光市新倉三丁目 233番3地先	和光市新倉三丁目 2801番7地先	5.10m～ 7.98m	115.91m
市道447号線	和光市新倉三丁目 2770番1地先	和光市新倉三丁目 2802番1地先	5.00m	106.63m

廃止する5路線の内、和光市道273・383号線の2路線については、地区内外にまたがる路線のため、地区外の部分を再認定する案を議案第17号として提出しています。

【施行期日】

議会承認後、縦覧・告示を行います。

議案第17号	市道路線の認定について
担当	道路安全課

【目的】

和光北インター東部地区土地区画整理事業地区外の和光市道の再認定

議案第16号により廃止した和光市道の内、和光北インター東部地区土地区画整理事業地区外の部分を再認定したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。

【内容】

認定する市道路線

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
市道273号線	和光市新倉三丁目 2739番1地先	和光市新倉二丁目 3068番1地先	4.04m～ 5.14m	171.09m
市道383号線	和光市下新倉五丁 目291番1地先	和光市新倉三丁目 711番1地先	4.56m～ 8.09m	154.56m

【施行期日】

議会承認後、縦覧・告示を行います。

議案第27号	令和8年度埼玉県和光市水道事業会計予算
担 当	企業経営課
<p>【目的】 ※主な予算内容を参照ください。</p> <p>【内容】 ※主な予算内容を参照ください。</p>	

令和8年度和光市水道事業会計の主な予算内容

1 収益的収入及び支出

事業収益 1,816,550千円

項 目	予算額 (千円)	主 な 内 容
営業収益	1,403,341	総給水量 9,258,000m ³ 総有収水量 9,119,000m ³ 有収率 98.28% ・給水収益 1,117,942千円 ・受託工事収益 17,004千円 ・配水管工事負担金 61,630千円 ・加入金 147,378千円 ・下水道使用料徴収事務受託料 56,133千円
営業外収益	413,109	・長期前受金戻入 144,153千円 ・消費税及び地方消費税還付金 70,635千円
特別利益	100	・過年度損益修正益 100千円

事業費 1,668,690千円

項 目	予算額 (千円)	主 な 内 容
営業費用	1,673,147	・県水受水費 540,146千円 ・動力費 69,536千円 ・浄水場運転管理等委託料 140,097千円 ・量水器満期交換等委託料 57,620千円 ・水道料金等徴収等委託料 126,925千円 ・貸倒引当金繰入額 735千円 ・減価償却費 461,573千円 ・固定資産除却費 4,416千円
営業外費用	9,943	・企業債利子償還金 9,941千円
特別損失	600	・過年度損益修正損 600千円
予備費	5,000	

2 資本的収入及び支出

資本的収入 837,531千円

項 目	予 算 額 (千 円)	主 な 内 容
負 担 金	20,431	・一般会計負担金 20,431千円
企 業 債	817,100	・建設改良費等企業債 817,100千円

資本的支出 1,413,953千円

項 目	予 算 額 (千 円)	主 な 内 容
建設改良費	1,376,587	・給配水管布設費 502,413千円 ・浄水場施設改良費 830,389千円
企業債償還金	32,366	・企業債元金償還金 32,366千円
予 備 費	5,000	

※ 主要な建設改良事業

酒井浄水場高圧受電盤更新事業 (3か年継続事業)	326,326千円
南浄水場配水ポンプ施設更新事業 (3か年継続事業)	222,970千円
酒井浄水場配水池改修事業 (2か年継続事業)	216,700千円

議案第28号	令和8年度埼玉県和光市下水道事業会計予算
担当	企業経営課
<p>【目的】 ※主な内容を参照ください。</p> <p>【内容】 ※主な内容を参照ください。</p>	

2 資本的收入及び支出

資本的收入 315,002千円

項 目	予 算 額 (千 円)	主 な 内 容
企 業 債	253,700	・建設改良費等企業債 253,700千円
他会計補助金	8,144	・他会計補助金 8,144千円
負 担 金	52,798	・工事負担金 52,798千円
貸付金償還金	360	

資本の支出 579,102千円

項 目	予 算 額 (千 円)	主 な 内 容
建設改良費	353,464	・委託料 (雨水) 12,100千円 (汚水) 16,500千円 ・工事請負費(雨水) 21,038千円 (汚水) 148,258千円 ・荒川右岸流域下水道事業建設負担金 54,271千円
企業債償還金	219,738	・下水道事業債元金償還金 219,738千円
貸 付 金	900	・水洗便所改造資金貸付金 900千円
予 備 費	5,000	

※ 主要な建設改良事業

26 下水道事業耐震対策工事 (東部第1号污水幹線) 44,000千円
 26 越戸川第1号雨水幹線詳細設計業務委託 11,000千円

議案第29号	損害賠償額の決定について
担 当	学校教育課

【目的】

令和8年度に予定する教育システムに係る各学校サーバのクラウド化にあたり、システム更新の総額費用を抑えるには、契約期間の異なる複数契約の満了時期をそろえ、一括して更新する必要があります。

このため、契約期間がずれている中学校校内サーバ機器借上の契約を、期間満了前に解約することとなり、これに伴い生ずる相手方の損害を賠償する必要があることから、その損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものです。

【内容】

1 現在の契約について

項目	内容
件名	中学校校内サーバ機器借上
使用場所	和光市内中学校3校・和光市教育委員会
概要	各学校内に設置するサーバに係る費用（サーバの構築、物品のリース、機器等の保守 など）
契約内容	契約締結日：令和4年7月4日（変更契約日令和4年8月31日） 賃貸借期間：令和4年11月1日から令和9年10月31日まで 契約金額：月額880,000円（税込み）

2 損害賠償の詳細について

項目	内容
根拠	和光市賃貸借契約約款（令和3年10月21日改正） 協議解除 第16条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
契約解除日	令和8年8月31日
損害賠償額	10,703,000円
内訳	契約金額の月額880,000円（税込み）のうち、保守費用115,500円（税込み）の金額を引いた、機器費用764,500円（税込み）の14か月分